

総務委員会 会議録

日 時 令和6年3月15日（金曜日） 午前9時51分～午前11時14分

場 所 白杵庁舎2階 第1委員会室

出席委員の氏名

委員長 伊藤 淳 副委員長 大塚 州章 委 員 広田 精治
委 員 戸匹 映二 委 員 匹田 郁 委 員 梅田 徳男

欠席委員の氏名

伊藤 淳

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当） 平山 博造 総務課長 佐世 善之
消防本部消防長 亀井 英樹 消防本部総務課長 小野加寿男
消防本部予防課長 三城 英昭 監査委員事務局長 兼 瀧澤 愛
選挙管理委員会事務局長
会計課長 姫野 敬一 秘書・総合政策課長 安東 信二
その他関係職員

出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

< 審査議案 >

番 号	件 名	協議結果
第 6 号	白杵市債権管理条例の制定について	原案可決
第 7 号	白杵市職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
第 8 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	原案可決
第23号	白杵市公共料金等支払基金条例の制定について	原案可決

第 2 4 号	臼杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	原案可決
第 2 5 号	臼杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第 2 6 号	臼杵市手数料条例の一部改正について	原案可決
第 2 9 号	臼杵市選挙公報の発行に関する条例の制定について	原案可決
第 3 0 号	他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について	原案可決

午前 9 時 5 1 分 開議

○副委員長（大塚州章）

定刻よりも大分早いですが、総務委員会を開催したいと思います。それでは、本日は伊藤委員が欠席のため、私、副委員長の大塚が議事進行を務めます。よろしくお願いします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は 9 件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。まず、「第 2 4 号議案 臼杵市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎消防本部消防長（亀井英樹）

皆さん、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。それでは消防本部所管の 3 議案、「第 2 4 号議案 臼杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、「第 2 5 号議案 臼杵消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、「第 2 6 号議案 臼杵市手数料条例の一部改正について」、それぞれ担当課長からご説明いたします。説明につきましては、申し訳ありませんが着座にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

それでは「第 2 4 号議案 臼杵市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する一部改正について」ご説明させていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。挙手をもってお願いします。ありませんか。

○委員（梅田徳男）

消防団員の数については、数が少ない、数が足りないってことは、地域的な特徴はありますか。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

梅田委員のご質問ですが、地域的には、沿岸部や山間部を中心に減少傾向にあります。市内

中心部について、人口もございますので、何とか確保できているというような状況です。

○委員（梅田徳男）

今極端に、足りなくて、いわゆる消防団活動が停滞するような状況の団はありますか。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

著しく減っている分団につきましては、令和２年度から部の統合をして何とか確保するような形で組織の見直しを行っております。沿岸部を中心に、統合を行っているところでございます。

○委員（梅田徳男）

この団員数の条例変更は、あくまでも、消防団員の最低限の活動できる数を確保した上で総数が幾らということでの判断だということですね。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

今言われたように消防団活動ができる、それぞれの分団でできる範囲で定数を変更しております。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（広田精治）

野津地域とか、白杵地域とか、例えば分けて考えれば、やっぱり同じような状況ですか。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

広田委員のご質問にお答えします。やっぱり山間部ということで野津地域の野津方面隊のほうでも同様に減りつつあります。今回、定数を減員する上で、概ね野津のほうは２４名、白杵のほうは２６名というような形で、変更させていただいています。

○委員（広田精治）

日常的な募集というのは、どういう形で主にやっていますか。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

団員の募集につきましては、消防団員、それから各地域の自治会の役員の方々が、勧誘に回っていただいています。あと、本部のほうに直接問い合わせがあれば、また簡単にご紹介をさせていただくというようなことで、あとはケーブルテレビとか、いろんな広報活動を行いながら団員募集に取り組んでいるところでございます。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（匹田 郁）

私も昔分団員だったので、ちょっと思い出して、それと、昔、定数にあったときでも、装備の充実とかそういうことを含めて、定数を削減したということがありましてね、今は募集団員のなり手がいないので、定数を下げていくと。その代わり報酬とか処遇改善をするということですが、昔のあのときのあれからいくと、人数を減らすことによって、その分を要するに装備の充実、これは服装とか給与になっていますけど、装備の充実という点でいくと、どういうふ

うに変わってきているのか、隊員のこれは、自然減みたいなものですけど前は、強制減をしたときからとですね。何がどういうふうに、変わってきたのかを教えてください。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

匹田委員のご質問にお答えします。装備の面では、毎年、各団員個人に配布するもの、例えば、今年度でいうと対切創手袋、切れにくい手袋ですね。その前は夜間でも活動ができるようにヘッドアップライト、さらにその前はゴム長靴の踏み抜き防止の長靴を全団員に配布しております。そのほか、各分団に救助資機材としてチェンソーを1台ずつ配布しております。その他消防車両についても、毎年、大体、20年経過した消防車両、積載車、それから小型動力ポンプの更新、或いは機械庫についても古くなっているところ、また海岸部で高台移転を有するようなどころについては、計画的に建て替えを行っている状況です。以上です。

○委員（匹田 郁）

個人の備品の導入も昔に比べたら確かにそうだし、ただ高台移転とか、装備については、当然減価償却が起こるわけですから、今までも切り換えてきたんだから、昔よりも今の方が装備がいいのも、これは自然のことなんやけど、改めて、何か、何が変わったのかなと今聞きながら、方針でいくと。なんかこう聞いとって、ピンとくるものはなかったけどそんなもんだろうなと思って。それで結構です。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんか。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第24号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。

よって第24号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、「第25号議案 白杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。説明をお願いいたします。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

それでは「第25号議案 白杵市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」説明させていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。挙手をもってお願いします。

○委員（広田精治）

教えてください。直近というかこれまで、公務災害でどのようなものが、発生していますか。

◎消防本部総務課長（小野加寿男）

直近で言いますと、3年ぐらい前の台風のときに長時間、本部に待機していて、帰る際に、ケガをされたということで、入院を要するようなケガでございました。それが直近だろうと思います。そのほかは、近年はございません。その時には治療費のみの、補償対応をさせていただいております。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんか。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第25号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第25号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで消防本部総務課所管の議案の審査を終わります。続いて、消防本部予防課所管の議案の審査を行います。「第26号議案 白杵市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

それでは、「第26号議案 白杵市手数料条例の一部改正について」説明させていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。挙手を持ってお願いします。

○委員（梅田徳男）

随分大幅な額の改定ですけども、貯蔵所の許可を出すための手数料に相当する消防署作業としては、どういうものがありますか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

梅田委員のご質問にお答えします。消防で行うのは申請があったときの危険物施設の技術基準というのがありまして、それに基づいて行われているかということになります。ですがこういった特定屋外タンクという大きな施設になりますと、本市だけでは審査基準が非常に幅広く

厳しくなっておりますので、臼杵市としては、対応できないようなものになります。そういった場合は、危険物保安技術協会というところなどに審査を委託するような形となります。以上です。

○委員（梅田徳男）

その委託料に相当する額を引き上げられたということですか。

◎消防本部予防課長（三城英昭）

そのとおりになります。手数料金額に占める割合の9割ぐらいが委託料となりまして、本市に入るのは1割程度ということで聞いております。以上です。

○副委員長（大塚州章）

他によろしいでしょうか。以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第26号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第26号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで消防本部予防課所管議案の審査及び消防関係を終わります。お疲れ様でした。休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。次に総務課所管の議案の審査を行います。「第6号議案 臼杵市債権管理条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

◎総務課長（佐世善之）

それでは総務課所管の議案についてご説明をさせていただきます。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。挙手をもってお願いします。

○委員（戸匹映二）

今回野津高校の件があってこういう形ができたと思うのですが、他市はこういう条例ってというのは、どれぐらい整備されているのか、ご存じでしたら教えていただきたい。

◎総務課長（佐世善之）

戸匹委員の質問にお答えいたします。現在では全国で700を超える団体が制定しているようでございます。大分県内では18市町村中12市で定めておるといような状況でございます。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

○委員（匹田 郁）

行政の一例もわかりますが、これを検討する部署はどこなのか。事案が発生したときに、その課がどういう形でやるのか、ちょっと自分の中で、どうもその辺が明確化されてないと思うし、行政債権放棄するにあたり、議会報告は、どういうふうにやっていくのか、聞かせてください。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員のご質問にお答えいたします。現在、債権を抱えている担当課がございますので、そちらになろうかと思っております。

○委員（匹田 郁）

それをする課があるなら、どの課ですか。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員のご質問にお答えいたします。債権についてはそれぞれ担当課がございますので原則そちらになろうかと思っています。

○委員（匹田 郁）

だからそういう債権の法的なことが生じたときに、担当課でできるのか。要するに僕が言っている課とは言わんけど、セクションはきちっとやっぱ持つべきではないのかなと。じゃないと、その課だけで済まないときに広域に入った場合はどうなるのかと。その辺についてはどう考えていますか。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員の質問にお答えいたします。原則は担当課でございますが、法的なところにつきましては、総務課に法規担当がおりますので、相談を含め、取りまとめ等は、総務課にて行いたいと思っています。

○委員（匹田 郁）

その辺りをきちっとどのように対応するというのを条例の中でうたっていくべきではないかなと私は思いますが。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員の質問にお答えをいたします。対応方法等については、今後、規則やマニュアル等に記載をしていきたいと思っております。

○委員（匹田 郁）

第15条の、「債権を放棄したときは」という、これは放棄したときなのか、放棄するにあた

りなのかという言葉は、読めばそれは放棄した後ですけど、この辺は、ことによると思うんですよ、今回みたいな場合。一方的に市長が放棄しましたというふうにするのがいいのか。それとも、事例によっては、放棄するにあたりという選択肢を持った、書き方のほうが、私はいいのではないかと思います。透明性とか公開という点では、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員の質問にお答えいたします。第15条につきましては、放棄したときということでございますので、事後に報告ということになっておりますけども、今回、野津高を含め、報告についてはどこかのタイミングでできればというふうに考えています。

○委員（匹田 郁）

課長、今の言い方だったら、報告するにあたりだ。これは報告しなければいけないんですよ。そういうことではなくて、その事前のところを、今私が言ったわけで、この文章がこれで本当にいいのかどうかということを考えていますかということを今聞きたい。その前に、ちゃんと説明をするという、条文があったほうがいいのかと私は思ったから、そういうふうな話をさせていただいているわけで、どう考えていますかという質問です。

○副委員長（大塚州章）

それは報告の前の事前説明を、どこで明文化したほうがいいのかという話ですよ。

それについてどうですかね。

◎総務課長（佐世善之）

休憩をお願いします。

○副委員長（大塚州章）

休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時35分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員の質問にお答えいたします。案件によりましては、事前にご説明したほうがいい場合は、全員協議会等をお借りして、ご説明していきたいと思っています。

○委員（匹田 郁）

それについては、附則なりなんなりでちゃんとうたって欲しいということで、じゃないと、自分たちでは、ここまで、私たちはいや違う、ここまでというふうにならないようにするために、その辺をきちっとその条例の中の条項として入れなくてもいいけど、これはきちっとやっぱり

やってもらわないと。いけないのではないかと私は思ったんで。その辺は、よくよく考えて。

○副委員長（大塚州章）

それは条例の中にうたうということなのか、それともマニュアルでもいいということですか。

○委員（匹田 郁）

いまさら条例を変えるのは問題があるので、せめてマニュアルでちゃんとやってほしいなということですか。

◎総務課長（佐世善之）

匹田委員の質問にお答えいたします。詳細については、今後、規則・マニュアル等で定めていきますので、規則の中がいいか、職員が常に見るマニュアルがいいのかというところについては検討させていただいて、その文言については、記載するようにします。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第6号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第6号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。次に、「第7号議案 白杵市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題いたします。執行部の説明をお願いします。

◎総務課長（佐世善之）

それでは「第7号議案 白杵市職員の給与に関する条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。挙手をもってお願いします。

○副委員長（大塚州章）

ありませんか。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第7号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第7号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、「第8号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

◎総務課長（佐世善之）

それでは「第8号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について」説明をさせていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第8号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第8号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。次に、選挙管理委員会事務局所管の議案の審査を行います。「第29号議案 白杵市選挙公報の発行に関する条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

◎選挙管理委員会事務局長（瀧澤 愛）

座って説明させていただきます。議案書５３ページをお願いいたします。「第２９号議案 白杵市選挙公報の発行に関する条例の制定について」説明をさせていただきます。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（梅田徳男）

現在の選挙の状態を踏まえて、こういう公報があったほうがいいという判断だろうと思うのですが、まず現状の選挙の状態で、どういうふうに必要な性を感じておられるのか、あるいはどういう効果があるというふうに期待しているのか、その辺についても一番大切なことですので、お話をいただけますか。

◎選挙管理委員会事務局長（瀧澤 愛）

梅田委員のご質問にお答えいたします。最初に、この選挙公報の必要性に関しては、以前から選挙管理委員会に、市議選や市長選で立候補する方の政党、主張が何を見たらわかるのかという問い合わせを多数お寄せいただいております。現在、定住施策等を白杵市は頑張っているのですが、白杵市に初めて来た方々にとっては、候補者がどういう方なのかわからない、候補者の政策がわからないというご意見もいただいております。そういった方々にも、この候補者の政策がしっかりと伝わっていくという手段のひとつとしまして、選挙公報は有効なものだというふうに考えております。もう一つの質問、それによって、今、いろんな選挙をやっておりますが、投票率がだんだん下がっているということもありますので、市民の関心を高めて、投票率を上げていきたいと考えておりますので、投票率を、これ以上下げない、または投票率の向上、そこに貢献できるものだと思っております。選挙をされる有権者の方々にしっかりと情報を伝える手段として確保していきたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（大塚州章）

他にありませんか。

○委員（広田精治）

私は、過去２回の選挙を通して感じていたのですが、投票率がずっと下がっている。

今回２期目の、当選証書もらうときも、選管の委員長が、ご指摘されましたよね。投票率が下がっていることについては、議員の皆さんにも、その責任の一端が、あるのではないかと思います。やっぱりその選挙のときの公約を、きちんと守っていく努力をすることが有権者の政治参加への意欲を高めていくという趣旨だったと思うんですよ。ただ選挙のときに、政策論争とか、公約を、前面に出した選挙とかいうのがね、私は弱いと思っているから、むしろ、こういう状況を変えて、市民の政治参加を高めていくということも、この条例を作ることのねらいにあるのかどうなのかをお聞きしたい。

◎選挙管理委員会事務局長（瀧澤 愛）

ありがとうございます。広田委員の質問にお答えします。政治参加を高めるということはと

でも大事なことだと選挙管理委員会としても思っております。確かに委員長が当選証書をお渡しするときに、そのような発言をされたと思います。年々投票率が下がっているという現状を危機的に、委員長は感じておりますので、そこを高めたいという委員長の強い気持ちがあるというのは、そのとおりでございます。政治参加を高めるために、そして投票に行くという行動を促すために、この選挙の公報はとても大事なものと認識しておりますので、今回の条例を提案させていただいたということも、そのとおりでございます。

○委員（広田精治）

そうしますとね、これまで長きにわたって、他市には結構、この条例があるのに、臼杵市になかったのはどうしてですか。答えられる範囲でお願いします。

○副委員長（大塚州章）

休憩いたします。

午前１０時５４分 休憩

午前１０時５５分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。

◎選挙管理委員会事務局長（瀧澤 愛）

広田委員の質問にお答えいたします。現在、県内では、７つの市と１つの町で、この選挙公報が発行されております。一番古い市町村では、昭和５０年から発行されています。その中で、臼杵市はなぜ今まで、この選挙公報を発行してこなかったのかということで、職務怠慢というご指摘というふうにも受け取りました今、それで、それを言われればそういうことにもなると思いますし、ただ、機運が高まるという、政治参加の情勢を整えていくという面からも、現在今、選挙管理委員会としましては、若者の選挙啓発というところで、選挙出前授業もやっておりますし、かなりの学校で実施することができるようになってきております。それで、今年は中学校５校すべて選挙の出前授業を実施したという実績もありますので、こういうふうの一つ一つの選挙に行こうという啓発を含めて、やっとその状態に選挙管理委員会のほうが持ってこられたという状況もあると考えられますので、遅いじゃないかというご指摘と承りますが、そこに関しましては、遅いということを真摯に受けとめまして、今後しっかりと取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○副委員長（大塚州章）

よろしいですか。他にありませんでしょうか。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第２９号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第２９号議案については原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで選挙管理委員会事務局所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩いたします。

午前１１時０２分 休憩

午前１１時０４分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。次に、会計課所管の議案の審査を行います。「第２３号議案 白杵市公共料金等支払基金条例の制定について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

◎会計課長（姫野敬一）

会計課所管であります「第２３号議案 白杵市公共料金等支払基金条例の制定について」ご説明いたします。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で質疑が終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第２３号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第２３号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで会計課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。次に秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。「第 30 号議案 他の普通地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

それでは、秘書・総合政策課所管の議案をご説明いたします。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○副委員長（大塚州章）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○委員（戸匹映二）

非常に便利になって良いと思うのですが、市民が利用できるんですよね。これは施設ごとに予約するのですか。何か共通サイトとか方法はどのようなものかと、どういうふうな形で市民に広報していくのかを教えてください。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。予約につきましては、白杵市のホームページの市民向けの中に公共施設の予約というコーナーがあります。そこに入ってくださいと、少々お待ちください。

○副委員長（大塚州章）

休憩いたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 11 分 再開

○副委員長（大塚州章）

再開いたします。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

大分公共施設案内予約システムというコーナーに入りまして、そこで大分都市広域圏の中の、大分市とか別府市とか、地名を選べるようになっております。そこでまた大分市に入っていて、施設を選ぶという仕組みになっていますが、戸匹委員がおっしゃられたように、これに関しての広報がちょっと足りないところがありますので、改めて、広報のほうは、また考えたいと思います。

○委員（戸匹映二）

市内の施設は公民館とか予約システムありますよね。それとはまた別になるんですね。パソコンからでも予約できるような。担当は社会教育課になるのかな。そういうのと、これとはもう全く別のものですか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。先ほど説明しました、大分公共施設案内の予約サービスのところで、市内の施設も予約することができます。臼杵市の施設と大分都市広域圏内の他の自治体の施設を予約できるようになっております。

○委員（匹田 郁）

私も使ったことがあるのですが、ホルトホールとかは入っていますか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

匹田委員のご質問にお答えいたします。ホルトホールは、すでに入っております。

○委員（梅田徳男）

今日、提案されている内容も含めて、これまで市外の施設はどのくらい使われていますか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

梅田委員のご質問にお答えいたします。今どれくらい使われているかの数字は持ってないのですが、前回、図書館の総合利用も提案させていただきましたが、例えば大分市の人が臼杵市の図書館を使うのかとか、そういう問題は我々も、これの効果についてはどれだけあるんだろうって思うところもありますが、全体の75万人の規模の今後ですね、人口減少の中で、共同利用といいますか広域圏でいろんなものを作っていくという動きに今なっております、その中の一環のサービスであると考えております。これで劇的に他の自治体の市民が、大分市の施設を使うようになるかということそこまではないかと思うのですが、どれくらいというのはちょっと数字を持っていない。ただ、臼杵の市民球場等は、市民の抽選が優先になっていまして、空いたところに、市外の人が入るような仕組みにはなっております。

○委員（梅田徳男）

あとこういう使い方ができるので、市の所有の体育館を修理しないとか更新しないとか、エアコン入れないとか、そういうことにつながらないようにしないといけないですね。その辺と区分けした考え方が何かありますか。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

梅田委員のご質問にお答えいたします。広域で使うものでありますが、各施設の維持管理、その費用等は当然、当該の自治体になりますので、そこは市民のために、使いやすいようにしていくのは、持っている自治体の責務だと思いますので、大分市に便利なものがあるから、臼杵の施設は放っておきますよっていう考えにはならないようにしていきたいと思っています

○副委員長（大塚州章）

他にありませんでしょうか。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で、質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○副委員長（大塚州章）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第 30 号議案については原案のとおり可決することにご異議ありませんでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○副委員長（大塚州章）

異議なしと認めます。よって第 30 号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで、他の地方公共団体の公の施設の利用に関する協議について所管議案の審査を終わります。以上で総務委員会に付託されました議案 9 件の審査を終了いたします。お疲れしました。これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

午前 11 時 14 分 閉会

臼杵市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに記録を作成する。

令和 6 年 3 月 15 日

臼杵市議会

総務委員会副委員長 大塚州章